

第 7 期障害福祉・第 3 期障害児福祉計画に係る活動指標設定シート

1 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業および就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行

基本指針における内容等	【基本指針から削除】
現行プランの R5 見込み量	199 人
設定した見込み量	—
設定の考え方（積算）	
—	

② 障害者に対する職業訓練の受講

基本指針における内容等	令和 8 年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう受講者数の見込みを設定する。
現行プランの R5 見込み量	105 人
設定した見込み量	23 人
設定の考え方（積算）	
<p>○一般就労への移行実績の算出方法が令和 3 年度実績に対して 1.28 倍となっていることから、当該項目（福祉施設から一般就労へ移行する者における公共職業訓練受講者数）についても 1.28 倍になると仮定。</p> <p>・令和 3 年度、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち公共職業訓練受講者数実績 18 人</p> <p>・18 人 × 1.28 = 23.0 人</p>	

③ 福祉施設から公共職業安定所への誘導

基本指針における内容等	令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	310人
設定した見込み量	471人
設定の考え方（積算）	
<p>○ 一般就労への移行実績の算出方法が令和3年度実績に対して1.28倍となっていることから、当該項目（福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数）についても1.28倍になると仮定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度における事業所からのハローワークへの誘導実績 368人 ・$368人 \times 1.28 = 471.0人$ 	

④ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導

基本指針における内容等	令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	115人
設定した見込み量	76人
設定の考え方（積算）	
<p>○ 一般就労への移行実績の算出方法が令和3年度実績に対して1.28倍となっていることから、当該項目（福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数）についても1.28倍になると仮定し算出した値と、令和4年度実績を比較し大きい方を見込み量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度における事業所から障害者就業・生活支援センターへの誘導実績 57人 ・$57人 \times 1.28倍 = 72.9人 \div 73人$ ・令和4年度実績 <u>76人</u> 	

⑤ 公共職業安定所における福祉施設利用者の支援

基本指針における内容等	令和8年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	70人
設定した見込み量	106人
設定の考え方（積算）	
<p>○ 一般就労への移行実績の算出方法が令和3年度実績に対して1.28倍となっていることから、当該項目（公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数）についても1.28倍になると仮定し算出した値と、令和4年実績を比較し大きい方を見込み量とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度における公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者実績 63人 <li style="padding-left: 2em;">$63人 \times 1.28倍 = 80.6人 \approx 81人$ ・ 令和4年度実績 <u>106人</u> 	

2～6 障害福祉サービス等の見込み

基本指針における 内容等	各サービスについて、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に各サービスの利用が見込まれる者の数、福祉施設からの一般就労への移行者数、特別支援学校からの卒業生、復職を希望する者等新たに就労系サービスの対象者と見込まれる者の数、平均的な利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
現行プランの R5 見込み量	障害児入所支援施設を除き市町計画の積み上げ
設定した見込み量	障害児入所支援施設を除き市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
○ 国の基本指針に沿った見込みを基本とする。	

サービス種別	見込む項目			設定における勘案事項	
	利用者数	利用時間	利用日数		
2	居宅介護	○	○	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病床からの地域移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等
	重度訪問介護	○	○	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病床からの地域移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等
	同行援護	○	○	—	現利用者数、ニーズ、平均的な一人当たり利用量等
	行動援護	○	○	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病床からの地域移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等
	重度障害者包括支援	○	○	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病床からの地域移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等
3	生活介護	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等
	うち強度行動障害 【新規】	○	—	—	
	うち高次脳機能障害 【新規】	○	—	—	
	医療的ケアを必要とする者 【新規】	○	—	—	
	自立訓練（機能訓練）	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設からの地域移行者数、平均的な一人当たり利用量
	自立訓練（生活訓練）	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に生活訓練の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等

	就労選択支援【新規】	○	—	—	ニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型または就労継続支援B型を新たに利用する者の数、現利用者数
	就労移行支援	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設からの地域移行、精神科病院からの地域移行後に利用が見込まれる者の数、福祉施設からの一般就労への移行者数、特別支援学校からの卒業生、復職を希望する者等新たに就労移行支援の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量、地域の雇用情勢等
	就労継続支援A型	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行者のうち就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労移行支援A型からの一般就労移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢
	就労継続支援B型	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、就労移行支援B型からの一般就労移行者数、平均的な一人当たり利用量 区域内事業所の工賃平均額について、目標水準を設定することが望ましい
	就労定着支援	○	—	—	現利用者数、ニーズ、施設からの一般就労移行者数
	療養介護	○	—	—	現利用者数、ニーズ
	短期入所 （福祉型、医療型）	○	—	○	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等
	うち強度行動障害者【新規】	○	—	—	
	うち高次脳機能障害者【新規】	○	—	—	
	うち医療的ケアを必要とする者【新規】	○	—	—	
4	自立生活援助	○	—	—	現利用者数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設・精神科病院からの地域移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数
	共同生活援助	○	—	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所・退所する者の数
	うち強度行動障害者【新規】	○	—	—	
	うち高次脳機能障害者【新規】	○	—	—	
	医療的ケアを必要とする者【新規】	○	—	—	
	施設入所支援（※3）	○	—	—	・令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等に対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数（施設への入所を新たに希望する者については、特にニーズや環境等を十分確認したうえで計画期間中に施設入所支援が必要と判断される数）を加えた数

					成果目標の値を基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。
	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数の年間見込み			
5	計画相談支援	○	—	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数
	地域移行支援	○	—	—	現利用者数、ニーズ、施設・精神科病院からの地域移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数 入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定
	地域定着支援	○	—	—	現利用者数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設・精神科病院からの地域移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数
6	児童発達支援	○	—	○	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量
	放課後等デイサービス	○	—	○	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量
	保育所等訪問支援	○	—	○	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量
	居宅訪問型児童発達支援	○	—	○	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量
	福祉型児童入所支援	○	—	—	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量
	医療型児童入所支援	○	—	—	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量
	障害児相談支援	○	—	—	児童の数の推移、現利用児童数、障害児・重症心身障害児・医ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量

6 相談支援

① 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

基本指針における内容等	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	26名
設定した見込み量	市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
市町もしくは圏域単位での配置見込み人数を記入	
<p>（参考）</p> <p>（医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数）</p> <p>令和4年度実績として8市25名が配置</p> <p>医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者数：令和3年度21名、令和4年度21名</p>	

② 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

基本指針における内容等	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するため必要となる配置人数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	【新規項目】
設定した見込み量	3人
設定の考え方（積算）	
社会福祉士2名、看護師1名による常時の相談体制を構築	

7 発達障害者に対する支援

① (滋賀県) 発達障害者支援地域協議会の開催

基本指針における内容等	地域の支援体制の課題の把握および対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	全体会2回/年 ※別に検討部会を実施
設定した見込み量	全体会2回/年 ※別に検討部会を実施
設定の考え方(積算)	
<p>第1回…前年度各種事業の実績・成果等についての情報共有 各分野における当年度の取組についての共有 課題共有(前年度の課題をもとに)</p> <p>第2回…課題に関する協議 成果と課題を整理 (次年度の方向性説明)</p>	

② 発達障害者支援センターによる相談支援

基本指針における内容等	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。		
現行プランのR5見込み量	1,000人(8,000件)		
設定した見込み量	800人(5,500件)		
設定の考え方(積算)			
○現状の相談件数 各年度の相談支援者数・実数(人)			
	R2	R3	R4
人数	885人	787人	849人
件数	7,855件	7,084件	5,801件
<p>・発達障害について、身近な地域で相談支援を受けられる体制が少しずつ整いつつあるため、県発達障害者支援センターは、三次支援機関として、市町における対応が困難なケースに対して相談支援を実施すると想定し目標値を設定。</p>			

③ 発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャー（認証発達障害者ケアマネジャー）の関係機関への助言（コンサルテーション）

基本指針における内容等	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言（コンサルテーション）件数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	・県発達障害者支援センターによるコンサルテーション 750件 ・認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による圏域関係機関へのコンサルテーション数 合計2,000件
設定した見込み量	・県発達障害者支援センターによるコンサルテーション 900件 ・認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による圏域関係機関へのコンサルテーション数 合計2,000件

設定の考え方（積算）

○県発達障害者支援センターによる関係機関へのコンサルテーション実績

年度	R2	R3	R4
コンサルテーション延べ数(件)	1,075件	809件	786件

・県内支援体制の重層化のため、コンサルテーションを積極的に実施するため、R8年度は約900件を想定。

○認証発達障害者ケアマネジメント支援事業におけるコンサルテーション実績

認証発達障害者ケアマネジメント支援事業によるコンサルテーション数

年度	R2（6圏域）	R3（6圏域）	R4（6圏域）
コンサルテーション延べ数(件)	1,449件	1,848件	1,283件

- ・認証発達障害者ケアマネジメント支援事業実施圏域数 7圏域に拡大
- ・県内支援体制の重層化のため、2次支援機関である認証発達障害者ケアマネジメント支援事業によるコンサルテーションのさらなる充実を図る

R2～R4の最大値 R3の1,848件

個別相談からコンサルテーションへの移行 各圏域15件

1,848件+15件×7圏域=1,953≒2,000

④ 発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネージャー（認証発達障害者ケアマネージャー）の外部機関や地域住民への研修、啓発

基本指針における内容等	現状の研修および啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。		
現行プランのR5見込み量	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターによる研修、啓発回数：140回 ・認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修、啓発回数：18回 		
設定した見込み量	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターによる研修、啓発回数：140回 ・認証発達障害者ケアマネジメント支援事業による研修、啓発回数：50回 		
設定の考え方（積算）			
○主催および共催の研修回数			
	R2	R3	R4
発達障害者支援センター	81回	145回	86回
認証発達障害ケアマネージャー*		47回	40回
* 6圏域合計			
<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター運営事業の中で実施している、発達障害者支援キーパーソン養成研修、公開講座、実践講座に加え、事業所等へのコンサルテーションの中で開催する研修、各機関からの要請に基づく研修を想定。過去2年間の実績+県の機関として研修事業の充実を図る。 ・R5年度現在、6圏域で実施している認証発達障害者ケアマネジメント支援事業では、専門的な相談支援の実施、福祉圏域の発達障害者支援体制整備を行っている。その一環として福祉圏域単位での研修会を開催し、より身近な地域での支援者のネットワーク強化とスキルアップを図っている。 			

⑤ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

基本指針における内容等	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）および実施者数（支援者）の見込みを設定する。		
現行プランのR5見込み量	受講者数 35 名		
設定した見込み量	受講者数 20 名		
設定の考え方（積算）			
・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施者数			
	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施者数（人）	—	0	35
<p>・令和 6 年度でモデル事業が終了することから、令和 6 年度までは 35 名を目標とし、令和 7 年度以降は各市町 1 名以上が受講することを想定。</p>			

⑥ ペアレントメンターの人数

基本指針における内容等	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。		
現行プランの R5 見込み量	50 名		
設定した見込み量	50 名		
設定の考え方（積算）			
○ペアレントメンターの人数			
年度	R2	R3	R4
人数（人）	14	18	25
<p>・毎年1圏域に1人ずつは養成するとして、1人×7圏域×3年=21人 25+21=46÷50人を目標とする。</p>			

⑦ ピアサポートの活動への参加人数

基本指針における内容等	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。		
現行プランの R5 見込み量	50 名		
設定した見込み量	50 名		
設定の考え方（積算）			
<p>・養成したペアレントメンターがピアサポート活動に参加すると想定。</p>			

⑧ 発達障害者支援センターによる相談において市町（関係機関）と協働して関わった割合

基本指針における内容等	【県独自項目】		
現行プランの R5 見込み量	35%（市町との協働）		
設定した見込み量	60%（関係機関との協働）		
設定の考え方（積算）			
発達障害者支援センターによる相談において市町（関係機関）と協働して関わった割合			
年度	R3		R4
割合	11.1%	51.2	50.7%
協働相手	市町	関係機関	関係機関
<p>・ 関係機関との協働が今後も増加すると想定。</p>			

8 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

基本指針における内容等	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	—
設定した見込み量	市町計画の集約
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に沿った見込みを基本とする。 ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。 	

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

基本指針における内容等	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び及び家族等 の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	—
設定した見込み量	市町計画の集約
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に沿った見込みを基本とする。 ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び及び家族等 の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。 	

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

基本指針における内容等	<p><新規項目></p> <p>市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。</p>
現行プランのR5見込み量	—
設定した見込み量	市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
<ul style="list-style-type: none"> ・国基本指針に沿った見込みを基本とする。 ・市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。 	

④ 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

基本指針における内容等	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害のうち地域移行支援の利用が見込まれる者、地域移行生活への移行後に地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者の数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	地域移行支援：18人、地域定着支援：20人、共同生活援助：228人 自立生活援助：20人
設定した見込み量	市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
○国基本指針に沿った見込みを基本とする。	

⑤ 精神病床における退院患者の退院後の行き先

基本指針における内容等	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。
現行プランのR5見込み量	—
設定した見込み量	<p>(ア) 在宅 ●人</p> <p>(イ) 他院の精神科への転科 ●人</p> <p>(ウ) 同一病院の精神科以外への転院 ●人</p> <p>(エ) 他院の精神科以外への転院 ●人</p> <p>(オ) 障害福祉施設（ ） ●人</p> <p>(カ) 高齢者施設 ●人</p> <p>(キ) 死亡 ●人</p> <p>(ク) その他 ●人</p> <p>※630 調査を参考に行き先項目を設定する予定</p> <p>※数値は調整中</p>
設定の考え方（積算）	
○精神病床からの退院後の行き先として、家族等との同居、単身生活（シェアハウスを含む）、共同生活援助（福祉ホームを含む）、宿泊型生活訓練、障害者支援施設、高齢者施設を想定し、それぞれについての退院患者数について見込む。	

9 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 基幹相談支援センターの設置

基本指針における内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。 ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置見込み数を設定する。
現行プランの R5 見込み量	【新規項目】
設定した見込み量	市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
<p>○地域の相談支援体制の強化の取組については、以下の4つの取組について実施件数を見込む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域における指定特定相談支援事業者や指定一般相談支援事業者等に対して、訪問や支援への同行等により相談支援活動における課題に対して、専門的な指導・助言 ② 各事業者の相談支援専門員に対して個別面談や集団での事例検討会の場面を活用してスーパービジョン等による人材育成の支援 ③ 民生委員や地域包括支援センター、子ども子育て支援拠点、保健所や特別支援学校、ハローワークなどの各種の相談機関との連携会議（地域自立支援協議会などの既存の会議の活用を含む）の開催 ④ 個別事例の支援内容の検証 <p>○基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置見込み数を年度毎に設定する。</p>	

② 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

基本指針における内容等	<p><新規項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の参画による事例検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善
現行プランの R5 見込み量	—
設定した見込み量	市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
<p>○協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）および参加事業者・機関数を設定する。</p> <p>○協議会の専門部会の設置数および実施回数（頻度）の見込みを設定する。</p>	

③ 計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数

基本指針における内容等	【県独自項目】 ・計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員の必要数の見込みを設定する。
現行プランの R5 見込み量	336 人
設定した見込み量	市町計画の積み上げ
設定の考え方（積算）	
<p>○ 必要数の算出については、指定特定相談支援事業所等の基準に示される相談支援専門員一人当たりの標準担当件数／月及び障害者総合支援法施行規則に定めるモニタリング実施標準期間を活用する。</p> <p>○ 市町による見込み量を積み上げ県の見込み量とするが、各市町の積算方法については、一定の例を示した上で、市町の判断とする。その際、試算根拠については明確にする。</p> <p><積算方法例①:令和8年度末の計算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a : 各年度末の各市町における障害福祉サービス等利用児者総数見込み ・ b : 総支援件数／年 見込み = a × (利用者一人へのサービス利用支援 + 継続サービス利用支援の回数※市町による任意設定) ・ c : 年間あたりの支援件数目安 = ○○件(相談支援専門員の月あたりの支援件数目安※市町による任意設定) × 12 か月 = ○○○件／相談支援専門員 ・ d : 相談支援専門員の必要数 = b ÷ c <p>(積算例①:令和8年度末の積算)</p> <p>a = 716 人(令和5年3月)→779 人→847 人→920 人→1,000 人(令和9年3月見込み)※年8%増を想定 b = 1,000 人 × (サービス利用支援1件 + 継続サービス支援3回)※年3回のモニタリングの場合 = 4,000 件 c = 23 件 × 12 か月 = 276 件 d = b ÷ c = 14.5 人 → 15 人</p> <p><積算方法例②:令和8年度末の積算></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a : R4年度末時点でのサービス利用支援 + 継続サービス利用支援の利用実績 ・ b : R8年度末時点での利用実績見込み = a × 4 年間の伸び率(%) ・ c : R4年度末時点における主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員数 ・ d : 現時点での計画作成可能数／月 = c × ○○件(相談支援専門員の月あたりの支援件数目安※市町による任意設定) ・ e : 相談支援専門員不足数 = (d - b) ÷ ○○件(相談支援専門員の月支援件数目安) ・ f : 相談支援専門員の必要数 = c + e <p>(積算例②:令和8年度末の計算)</p> <p>a = 300 件 b = 300 件(令和5年3月)→324 件→349 件→378 件→408 件(令和9年3月見込み)※年8%増を想定 c = 10 人 d = 10 人 × 23 件 = 230 件 e = (230 件 - 408 件) ÷ 23 件 = -7.73 人 → 8人不足 f = 10 人 + 8人 = 18 人</p>	

10 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

基本指針における内容等	<新規項目> 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数の設定する。
現行プランの R5 見込み量	39 人
設定した見込み量	相談支援従事者初任者研修（講義部分）への各市町職員 1 名以上の参加（市町計画の積み上げ）
設定の考え方（積算）	
<p>○都道府県で実施する障害福祉サービス等にかかる研修等は以下のものを想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援従事者初任者研修（講義部分） ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修会 ・ 障害者総合支援法等にかかる市町等新任職員説明会 <p>○市町の支給決定や相談支援事業所の許認可等に係る業務、障害者虐待防止に関係する研修内容であることから、各市町職員より各研修へ 1 名以上参加することを活動指標とする。</p>	

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

基本指針における内容等	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する
現行プランの R5 見込み量	97 回
設定した見込み量	市町見込みの積み上げ
設定の考え方（積算）	
<p>○ 障害者自立支援審査支払等システム等により確認できるエラー及び警告事項を分析し、過誤請求等の防止のために、事業者等へ説明、助言等を実施することを想定。</p> <p>○ 県により確認できるエラー及び警告事項等もあるため、必要に応じて市町、県と合同による事業者への説明、助言等を実施することについて協議、検討を行いたい。</p>	

③ 指導監査結果の関係市町村との共有

基本指針における内容等	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
現行プランの R5 見込み量	県が実施する指導監査の結果の共有を年1回以上
設定した見込み量	県が実施する指導監査の結果の共有を年1回以上
設定の考え方（積算）	
○県が実施する指導監査の結果について、集団指導等において、市町職員にも参加を求め、共有する。	

④ 計画的な人材養成の推進

基本指針における内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数の見込みについて定める。 ・都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する。 																		
現行プランの R5 見込み量	【新規項目】																		
設定した見込み量	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修修了者数見込み： 初任者 80 名・現任 60 名・主任 20 名（各年度） ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数見込み： 基礎 300 名・実践 150 名・更新 360 名（各年度） ・意思決定支援に関する研修修了者数：150 人（R6～R8 年度累計） 																		
設定の考え方（積算）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>修了者数見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相談支援専門員</td> <td>初任者</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>現任</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>主任相談支援専門員</td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">サビ児管</td> <td>基礎</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>実践</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区分	修了者数見込み	相談支援専門員	初任者	80	現任	60	主任相談支援専門員		20	サビ児管	基礎	300	実践	150	更新	360
種別	区分	修了者数見込み																	
相談支援専門員	初任者	80																	
	現任	60																	
主任相談支援専門員		20																	
サビ児管	基礎	300																	
	実践	150																	
	更新	360																	